

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

< 目 次 >

I 事業方針	2
II 重点事業	3
III 事業実施計画	4
< 1 > 地域福祉の基盤強化	
1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化	4
2 ボランティア・市民活動の活性化並びに福祉教育の推進	6
< 2 > 生活支援・権利擁護機能の強化	
1 生活福祉資金等貸付制度の運営及び機能強化	8
2 高齢者・障害者等に対する権利擁護の推進	9
3 千葉県運営適正化委員会の運営	10
4 福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の拡充	11
< 3 > 大規模災害に備えた基盤強化	
1 大規模災害時の支援体制の構築及び充実	12
2 千葉県DWA Tの基盤整備への協力	13
< 4 > 福祉サービス事業者への支援	
1 福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施	14
2 福祉サービス事業者の社会貢献への取組支援	15
3 新型コロナウイルス感染症発生法人に対する応援職員の派遣	15
< 5 > 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化	
1 福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進	16
2 福祉人材養成事業の推進	18
3 介護支援専門員実務研修受講試験等の実施	19
< 6 > 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立	
1 経営基盤の確立	21
2 本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化	23
IV 社会福祉研修事業実施計画	25

I 事業方針

新型コロナウイルス感染症が国内に蔓延し始めてから3年が経過しました。政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを本年5月から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることなどを決定するなど、ようやく終息への出口が見えてきました。

生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）も昨年9月末をもって申請受付が終了し、本年1月からは償還が開始されました。貸付件数は約12万件、437億円余という未曾有の規模となった貸付を、今後10年以上にわたって償還事務を行うとともに、借受人の自立支援のための取組を進めることが重要な課題となっています。

さらに本年4月にはこども家庭庁が創設され、児童福祉法の所管が同庁に移管されることになります。保育や社会的養護をはじめ、子どもの最善の利益のために、児童福祉の実践を高めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和5年度は、本会の行動計画である「菜の花コミュニティプラン2023」の6つの基本目標を事業の柱として、幅広い関係機関・団体等との連携・協働を促進し、地域における様々な福祉・生活課題の解決を通じて「ともに生き、ともに創る 地域共生社会の実現」に向けて取り組んでまいります。

○菜の花コミュニティプラン2023 6つの基本目標

（計画期間：令和3年度～5年度）

- | | |
|-------|----------------------|
| 基本目標1 | 地域福祉の基盤強化 |
| 基本目標2 | 生活支援・権利擁護機能の強化 |
| 基本目標3 | 大規模災害に備えた基盤強化 |
| 基本目標4 | 福祉サービス事業者への支援 |
| 基本目標5 | 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化 |
| 基本目標6 | 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立 |

Ⅱ 重点事業

令和5年度は、「菜の花コミュニティプラン2023」（令和3年度からの3か年計画）の計画最終年度として、次の事業に重点をおいた事業展開を図ってまいります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け所得が減少した世帯等を対象として実施した緊急小口資金等特例貸付の償還業務を円滑に行うとともに、市町村社会福祉協議会や生活困窮者自立支援機関等と連携して借受世帯に対する生活支援に取り組みます。
- 福祉・介護・保育分野における慢性化した人材不足に対応するため、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター、外国人介護人材支援センター、福祉人材確保に資する貸付事業を一体的に推進し、人材確保・定着に取り組みます。
- 虐待防止対策をはじめ、風通しのよい働き続けられる福祉事業所に向けた環境づくりや事業運営を推進するため、千葉県社会福祉法人経営者協議会等と連携した研修はもとより、社会福祉研修センター、運営適正化委員会においても福祉従事者の人権意識の向上に資する研修等を実施します。
- 社会的養護のもとで育った若者が、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、自立した社会人として巣立つために必要な教育の支援を行うことを目的として令和5年度に千葉県が創設する「児童養護施設等退所者に対する奨学金制度」の原資となる基金を創設するとともに、奨学生に対する給付業務を行います。
- 千葉県地域防災計画において「千葉県災害ボランティアセンター」及び「広域災害ボランティアセンター」を運営することが位置付けられている「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」の運営体制を強化するとともに、「千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアル」の見直しを行います。また、市町村災害ボランティアセンター運営スタッフの育成や、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定締結、災害救助費の活用のための委託契約の合意に向けた支援などに取り組みます。
- 地区社会福祉協議会の組織・活動状況の調査を行うとともに、コロナ禍により活動が減少した小地域福祉活動の活性化を支援します。また、活動事例の紹介等を通じて、「地域における公益的な取組」の拡充・推進に取り組みます。
- 複合化・深刻化している福祉ニーズや生活課題に取り組むため、令和6年度からの本会事業の方向性を定める「次期菜の花コミュニティプラン」を策定します。

Ⅲ 事業実施計画

＜１＞地域福祉の基盤強化

１ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化

【担当：地域福祉推進班】

人口減少・少子高齢化、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化するとともに、地域住民が抱える日常生活課題が複雑化・複合化する中、地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会には地域ニーズを的確に把握し、これらニーズに対応した地域ぐるみによる多様な取組が期待されている。

本会では、市町村社会福祉協議会との関係をさらに強化し、地域福祉専門職や小地域福祉活動の担い手となるリーダー等の人材育成、地域福祉フォーラム等小地域福祉活動の促進、重層的支援体制整備事業の推進などを通じて、住民参加による地域福祉推進の仕組みづくり、多様な関係者との連携・協働などの取組を積極的に展開していく。

事業名・目的	主な実施事項	財源
１ 地域共生社会の実現を推進する人材の育成 個別支援と地域支援を一体的に進める地域福祉専門職を育成するため、コミュニティソーシャルワーカー専門研修を実施するとともに、フォローアップ研修により継続的なスキルアップに取り組む。 また、住民主体の課題解決体制を構築する際に小地域活動の担い手（リーダー）となる人材育成を推進する。	（１）地域福祉専門職の育成 ①コミュニティソーシャルワーカー育成研修（専門研修）の受託・実施（年１回・５日間） ②コミュニティソーシャルワーカー育成研修（フォローアップ研修）の受託・実施（年１回）	受託 受託
	（２）小地域福祉活動の担い手の育成 ①地域の担い手養成講座（コミュニティソーシャルワーカー基礎研修）の受託・実施（年３回）	受託
２ 市町村社協のガバナンスの強化及び地域づくりの見える化の推進に向けた取組の強化 市町村社協のガバナンス強化として情報公開を進めるとともに、地域における公益的な取組の推進、地域福祉活動計画の策定支援など、地域づくりの見える化を推進するための取組を強化する。 また、事務局長会や千葉社協職員連絡協議会との協働による研修会等を通じて社協職員の実践力強化に取り組む。	（１）市町村社協の支援強化 ①社会福祉法人としてのガバナンス強化 ア 自社協のホームページでの適正な経営情報等の開示の推進（随時） イ 地域における公益的な取組を推進するための情報提供等の実施（随時）	自主
	②地域福祉活動計画の策定促進 ア 地域福祉活動計画の策定・改訂に向けた研修会等の実施（年１回）	自主
	③市町村社協職員のスキルアップ支援 ア 市町村社協地域福祉・ボランティア担当職員研修会（重層的支援体制整備事業の推進等）の開催（年１回）	補助
	④地区社会福祉協議会の組織・活動状況調査及び一覧の作成	自主

事業名・目的	主な実施事項	財源
	(2) 市町村社協事務局長会の運営 ①総会（年1回）・役員会（年3回）・専門委員会（随時）の開催 ②課題・テーマ別研修会の開催（年2回） (3) 千葉社協職員連絡協議会の運営 ①代議員会（年1回）、理事会（年4回）、委員会（年4回）の開催 ②階層別研修（年1回）、一般研修（年1回）の開催 ③交流事業の開催（年2回） ④広報紙「なかま」の発行（年1回） ⑤関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会（静岡県）への派遣 (4) 行政・社協の連携強化 ①市町村地域福祉担当課長・市町村社協事務局長合同会議の開催（年1回） (5) 情報発信力の強化支援 ①市町村社協・地区社協向け情報発信力セミナーの開催（年1回）	会費 会費 会費 会費 会費 会費・負担金 自主 参加費
3 「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指した地域福祉フォーラムの取組の推進 様々な団体や個人が参加し、地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく場（話し合いの場、協働の場）である「地域福祉フォーラム」の設置・支援を促進し、各圏域におけるまちづくりに向けたプラットフォームを推進する。	(1) 県域の地域福祉関係諸団体との連携・推進 ①地域福祉ちば県民会議（千葉県地域福祉フォーラム）の開催（年1回） ②千葉県地域福祉フォーラム幹事会の開催（年3回） ③千葉県地域福祉フォーラムシンポジウムの開催（年1回） (2) 地域福祉フォーラムの設置・活動支援 ①基本地域福祉フォーラム、小域地域福祉フォーラムの設置支援（新規・継続助成） ②小域地域福祉フォーラムの活動支援（再助成） ③地域福祉フォーラム設置促進に向けた個別訪問・支援等の実施（随時）	補助 補助 補助 基金 基金 補助
4 高齢者の生きがいと健康づくりの推進(明るい長寿社会づくり推進機構事業の推進) 活力ある高齢社会への意識啓発を行うとともに高齢者の生きがいと健康づくり活動を推進することで「明るく豊かで活力のある長寿社会」の実現に取り組む	(1) 「第35回全国健康福祉祭えひめ大会」（ねんりんピック愛顔（えがお）のえひめ2023）への参加 ①選手等選考委員会の開催（年1回） ②選手団結団式・説明会の開催（年1回） ③選手団の派遣、引率等（10月27日～10月31日） (2) 千葉県社会福祉協議会明るい長寿社会づくり推進機構運営協議会の開催（年1回）	補助 補助 補助・負担金 補助

事業名・目的	主な実施事項	財源
5 県域ネットワーク組織としての結集機能・政策提言機能の強化 市町村社協をはじめ、幅広い関係団体との連携を深め、地域福祉を推進するための結集機能や政策提言機能を強化することで、県域レベルの協働体制を構築する。	(1) 県域関係諸団体との結集機能・政策提言機能の強化 ①千葉県介護保険関係団体協議会の運営 ア 総会（年1回）・幹事会の開催（年2回） イ 研修会等の開催（年1回） ②食支援活動実施機関との連携（随時）	会費 自主
6 福祉関係情報の発信力の強化 国や県の福祉政策、小地域の福祉活動情報等を発信することで、県民に対して本会事業と社会福祉の理解促進を図る。	(1) 広報紙「福祉ちば」の発行（年4回発行） (2) 県民福祉セミナーの開催（年1回）	共募・自主 共募・自主

2 ボランティア・市民活動の活性化並びに福祉教育の推進【担当：ボランティア・市民活動センター】

ボランティア・市民活動センター事業並びに地域ぐるみによる福祉教育事業の積極的な展開を通じて、地域共生社会の実現に向け、県民の自主的・主体的な支え合いの活動であるボランティア・市民活動を活性化するとともに、市町村ボランティアセンターによるボランティア団体やNPOをはじめ、さまざまな組織・団体による幅広いプラットフォーム構築のため、積極的な支援を展開していく。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 地域共生社会の基盤づくりを目指したボランティア・市民活動の推進 ボランティア・市民活動センター事業や県域ボランティア活動団体・NPO等との連携強化などの取組を通して、県民が社会参加意識を高め、主体的に地域活動に取り組む基盤づくりを推進する。	(1) ボランティア・市民活動センター事業の推進 ①運営委員会の開催（年1回） ②情報の収集・発信 ア ボランティア・市民活動データブックの作成（年1回） イ ボランティア・市民活動情報紙「エールちば」の発行（年4回） ③ボランティア・市民活動推進のための資機材の貸出（随時） ④民間助成事業等の活用促進（随時） ⑤ボランティア保険加入の促進（随時） (2) 市町村ボランティアセンターの支援強化 ①市町村社協地域福祉・ボランティア担当職員研修会の開催（再掲）（年1回） (3) ボランティア・市民活動推進者等の育成・拡大 ①ボランティアコーディネーター研修会（基礎編・精神障害編・災害編の開催（各年1回） ②ボランティアリーダー研修会（CSW基礎研修共催）の開催（年1回）	補助 補助 自主 自主 自主 補助 補助 補助

事業名・目的	主な実施事項	財源
	(4) ボランティア活動を推進する学生・学校・市町村社協とのネットワークの構築 ①大学・短大・専門学校の学生ボランティア、大学等担当教職員、市町村社協職員向けセミナー等の開催(年1回) (5) 元気高齢者の生きがいと健康づくりを支える仲間づくり等の支援 ①シニアリーダー育成支援(全国研修会等への派遣事業)(年1回) ②地域社会への参加促進及び仲間づくり支援(ちばスマイルナビによるシニアサークル等の地域活動情報提供)(随時) ③地域活動に関する説明会等の開催(随時)	補助 補助 補助 自主
	(6) 県域ボランティア活動団体、NPO等との連携強化 ①県ボランティア連絡協議会、県おもちゃ図書館連絡会、県たすけあい協議会事業への協力・支援(随時) ②市民活動推進に向けたNPO等との連携強化(随時)	会費 自主
2 地域に根ざした地域ぐるみによる福祉教育の展開 学校と地域が連携して地域ぐるみによる福祉教育の積極的な取組を通して、発達段階に応じた社会参加意識を高め、地域全体で主体的に地域活動に取り組む土壌づくりを推進する。	(1) 地域に根ざした地域ぐるみによる福祉教育の推進 ①福祉教育推進員養成研修の開催(福祉教育プログラム集の活用による)(年5回) ②福祉教育推進校及び推進団体に対する助成及び個別支援等の実施(随時) ③高校生介護等体験特別事業の実施 ④福祉教育推進連絡会議の開催(年3回) ⑤福祉教育研究大会の開催(年1回) ⑥市町村社協福祉教育担当者研修の開催(年1回)	補助 補助・基金 補助 補助 補助 補助
3 介護保険制度における生活支援体制整備事業への対応 千葉県新地域支援事業推進協議会の活動を通して、市町村における生活支援体制整備事業の取組を支援する。	(1) 千葉県新地域支援事業推進協議会の運営 ①生活支援体制づくりに関する圏域での情報交換(生活支援コーディネーター向けセミナー)等の開催	会費

＜２＞生活支援・権利擁護機能の強化

１ 生活福祉資金等貸付制度の運営及び機能強化【担当：福祉資金班】

生活困窮世帯の自立を促進するため、市町村社会福祉協議会をはじめ、民生委員や福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関等との緊密な連携のもと、生活福祉資金等各種貸付事業を実施する。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した世帯等を対象として行った緊急小口資金等特例貸付については、昨年度から本格的に償還事務（償還免除を含む）を実施しているが、本年度からは総合支援資金（延長分）の判定年度別免除の受付も開始することから、引き続き滞りなく業務を推進する。

また、今後１０年以上にわたる借受世帯への生活支援の体制を整え、適切に支援を行う。

事業名・目的	主な実施事項	財源
１ 生活福祉資金貸付制度の運営及び機能強化 低所得者世帯、失業者世帯、要保護世帯・高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るために、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の効果的な利用と他制度との連携を強化する。 また、生活福祉資金等借受世帯の適正な債権管理を行う。	(１) 各種貸付の実施	補助
	(２) 市町村社協への支援の強化	補助
	①担当職員・相談員研修会の実施	補助
	②貸付制度等ハンドブックの更新	補助
	③指導監査	補助
	(３) 貸付審査等運営委員会における生活福祉資金貸付審査の実施（毎月開催）	補助
	(４) 制度周知のための広報の実施	補助
	(５) 長期滞納世帯に対する適正な債権管理	補助
	①生活状況、居所、相続人等の調査をととした実態把握	補助
	②生活相談会の開催	補助
	③償還免除を含めた債権の整理	補助
	(１) 緊急小口資金等特例貸付の償還業務の実施	補助
	(２) 借受世帯への生活支援の体制整備と適切な支援の実施	補助
３ 災害時における生活福祉資金特例貸付運営マニュアルの整備 千葉県で大規模災害が発生し、生活福祉資金特例貸付が実施されたときに、県外社協からの応援職員とともに貸付事務を想定した運営マニュアルの整備に引き続き取り組む。	(１) 災害時における特例貸付運営マニュアルの作成	自主

事業名・目的	主な実施事項	財源
4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付及び児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業の利用促進及び適正な債権管理 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付を行い、自立を支援する。 また、進学や就職を機に児童養護施設等の退所者や里親委託を解除された者の円滑な自立を支援するための資金の貸付を行う。	(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金及び児童養護施設退所児童等自立支援資金の貸付けの実施 (2) 適正な債権管理 (3) 制度周知のための広報の実施	補助 補助 補助
5 社会福祉事業振興資金貸付制度の運営と債権管理の適正実施 社会福祉事業振興資金の貸付、適正な債権管理を行う。	(1) 運営委員会による貸付審査 (2) 貸付金の債権管理の適正実施	自主 自主

2 高齢者・障害者等に対する権利擁護の推進【担当：後見支援センター】

判断能力が低下した人たちへの総合的な権利擁護体制を構築するため、日常生活自立支援事業については、利用者数の増加に応じた実施体制強化を目指すとともに、成年後見制度との連携強化に向けてさらなる推進に取り組む。

成年後見制度利用促進については、関係機関との連携のもと、市町村における地域連携ネットワークの構築等、体制整備の支援に取り組む。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 日常生活自立支援事業の基盤強化 高齢や障害等により判断能力が低下した人たちが安心して地域生活を送るための支援方策のひとつである日常生活自立支援事業の実施体制を強化するとともに、専門員・生活支援員の資質の向上を図る。	(1) 千葉県後見支援センターの運営 ①契約締結審査会の開催（年12回） ②市町村社協連絡会議の開催（年2回） ③関係機関連絡会議の開催（年1回） (2) 市町村社協の運営支援（随時） (3) 専門員の資質の向上 ①新任研修の開催（年1回） ②現任研修の開催（年1回）	補助 補助 補助 補助 補助 補助

事業名・目的	主な実施事項	財源
2 成年後見制度の利用を促進するための取組の強化 成年後見制度の利用を促進するため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワークの構築並びに中核機関の設置、市町村基本計画の策定等、市町村の体制整備を支援するとともに、成年後見制度の理解促進、市町村長申立、法人後見実施等の取組を推進する。	(4) 生活支援員の資質の向上 ①養成研修の開催（年6回） ②現任者及び登録者研修の開催（年1回） (5) 弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービスの実施（随時）	補助 補助 自主
	(1) 成年後見制度の利用促進体制整備に向けた支援 ①成年後見制度利用促進体制整備のための県議会開催（年2回）	受託
	②成年後見制度利用促進地区別意見交換会の開催（年10回）	受託
	③市町村における地域連携ネットワーク構築を促進するための成年後見制度利用促進体制整備研修会の開催（年1回）	受託
	④成年後見制度利用促進体制整備アドバイザーの派遣（随時）	受託
	(2) 成年後見制度の利用を促進するための取組の推進 ①円滑な市町村長申立てを推進するための研修会の開催（年1回）	受託
	②法人後見実施を推進するための研修会の開催（年1回）	受託
	③成年後見制度への理解を促進するための研修会の開催（年1回）	受託

3 千葉県運営適正化委員会の運営【担当：運営適正化委員会】

社会福祉法 第83条の規定に基づき、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するため、運営適正化委員会に「運営監視部会」及び「苦情解決部会」を設置し各事業を実施する。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適切な運営を確保するための監視業務の推進 福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するため千葉県社協及び市町村社協の運営状況を監視する。	(1) 運営監視部会の定例開催（年6回） (2) 福祉サービス利用援助事業に関する事業実施状況調査の実施（書面調査及び現地調査20か所程度） (3) 福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための助言、指摘、勧告及び県等への提言の実施	補助 補助 補助

事業名・目的	主な実施事項	財源
2 福祉サービス苦情解決事業の推進 福祉サービス利用者等からの苦情解決に取り組むことで福祉サービス利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る。	(1) 福祉専門職による相談活動の実施 (2) 福祉サービス事業者に対する助言、調査、申入れ、斡旋、知事への通知の実施 (3) 苦情解決部会の定例開催（年12回）	補助 補助 補助
3 事業者段階における福祉サービス苦情解決事業実施体制の整備に向けた支援の実施 研修会や事業者に対する巡回サポート等を行うことで、事業者自身による苦情解決が適切に行われるよう支援する。	(1) 福祉サービス苦情解決事業に関する研修会の開催（オンライン形式・参集計年5回） (2) 事業者に対する巡回サポート事業（巡回指導）の実施（年4か所） (3) 事業者に対する広報啓発活動の実施 ①アンケート実施、パンフレット作成 ②第三者委員の設置率向上等苦情解決体制整備に向けた働きかけ	補助・参加費 補助 補助

4 福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の拡充

【担当：介護サービス情報公表センター】

事業所が提供する介護サービスの情報を公表するため、県の指定法人として「介護サービス情報公表センター」を運営し、利用者が適切な事業所・サービスを選択、利用できるように基盤整備を行う。

また、これまで県内を5ブロックに分け、5年毎に行ってきた公表サイクルを、令和6年度からの全事業所毎年度公表に向けて段階的に移行する。

（令和4年度：2,000事業所⇒令和5年度：3,500事業所⇒令和6年度：8,000事業所へ拡大）

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 介護サービス情報の公表事業の推進 介護サービス情報の公表制度の中核機関である「介護サービス情報公表センター」を県の指定法人として運営する。	(1) 介護サービス情報公表センターの受託運営 ①情報公表対象事業者への通知、報告内容の審査、未報告事業者への督促、システム上での公表等の実施（公表対象：3,500事業所） ②公正・中立委員会の開催	受託 受託

＜3＞大規模災害に備えた基盤強化

1 大規模災害時の支援体制の構築及び充実【担当：ボランティア・市民活動センター】

千葉県地域防災計画において「千葉県災害ボランティアセンター」及び「広域災害ボランティアセンター」を運営することが位置付けられている「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」の運営体制の強化、会員16団体と市町村社会福祉協議会との協働体制強化に取り組む。また、今後の災害時の迅速な支援活動に資するため、市町村災害ボランティアセンター運営スタッフ研修等の人材育成、運営訓練への参加・連携・協力、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定締結や災害救助費の活用のための委託契約内容の合意に向けた支援などに取り組む。

東日本大震災により福島県から千葉県内に避難している方への支援については、引き続き戸別訪問等を行い、生活再建に向けた支援を行う。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 災害支援ボランティア活動を推進するための基盤強化 市町村災害ボランティアセンター運営スタッフの育成等を行うとともに、市町村社協との協働体制を強化することで災害にも強いまちづくりの構築を推進する。	(1) 市町村社協との連携強化 ①災害ボランティアセンター運営スタッフ（運営支援者）研修の開催（年1回） ②市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練への参加・連携・協力（随時） ③市町村災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成支援（随時） ④市町村ボランティアコーディネーター研修会（災害編）の開催（年1回）（再掲） (2) 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営経費の確保に向けた取組みの推進（随時）	補助 補助 補助 補助 補助
2 千葉県災害ボランティアセンター運営のための支援 大規模災害時に市町村災害ボランティアセンター活動の後方支援を担う千葉県災害ボランティアセンターを運営する、県域の多様な団体で構成している千葉県災害ボランティアセンター連絡会の活動を支援する。	(1) 千葉県災害ボランティアセンター連絡会活動の推進 ①千葉県災害ボランティアセンター・広域災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施（年1回） ②千葉県災害ボランティアセンター連絡会議の開催（年3回） ③災害ボランティアセンター運営スタッフ（運営支援者）研修の開催（年1回）（再掲） ④千葉県災害ボランティアセンター及び広域災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し（随時） (2) 千葉県災害ボランティアセンター用資機材備蓄倉庫の管理（4か所）（随時） (3) 九都県市合同防災訓練への協力（年1回）（令和5年度会場：我孫子市） (4) 災害支援ネットワークちば（CVOAD）との連携並びに災害時の「三者連携」の推進（随時）	補助 自主 補助 補助 基金 補助 自主

事業名・目的	主な実施事項	財源
3 福島県復興支援員活動の充実 東日本大震災により福島県から本県に避難している方々に対し、戸別訪問を通して、生活上の困りごとに対応するとともに、生活再建に向けた支援を行う。	(1) 福島県復興支援員活動の充実 ①戸別訪問の実施（随時） ②避難者支援交流会等への参加（随時）	受託

2 千葉県DWA Tの基盤整備への協力【担当：福祉施設経営支援班】

大規模災害時における高齢者、障害者、子ども、妊産婦等の要配慮者を支援するため、千葉県と共同で「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」の事務局を担うとともに、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の人材育成や広報活動を行う。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）体制整備事業の推進 災害時の福祉支援を図るために県内の福祉関係団体により設置された千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の事務局を千葉県とともに担うとともに、DWA Tのチーム員養成を行い、大規模災害発災に備える。	(1) 千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会への運営 (2) 千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）のチーム員養成研修の開催 ①登録時研修（年1回） ②スキルアップ研修（各年1回） （チームリーダー、先遣チーム員の養成） 新 (3) チーム員参集システムの運用・保守 (4) 千葉県DWA Tの周知・広報 ①本会HP内にDWA Tコーナーの運用 ②パンフレットの作成配布	その他 受託 受託 受託

＜4＞福祉サービス事業者への支援

1 福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施【担当：福祉施設経営支援班】

福祉サービス事業者は、福祉人材の確保やＩＣＴの導入によるサービスの効率化、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰による減収など様々な課題を抱えており、特に社会福祉法人にあっては地域における公益的な取組を積極的に進めることが求められている。

本会は、このような課題解決をサポートするため、「社会福祉施設経営指導事業」を中心とした相談支援を行うとともに、千葉県社会福祉法人経営者協議会をはじめ各種別協議会の運営・活動を支援することにより、福祉サービス事業者の経営基盤強化を促すほか、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した法人や居宅に対して職員派遣することで業務の継続を支援する。

また、介護職員をはじめとする福祉人材の確保・定着に向けた対策として重要な仕組みである「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」を推進する。

併せて、福祉サービス事業者が質の高いサービスを提供できるよう、施設の整備、拡充、補修等に必要
な資金の融資を行う。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 社会福祉施設経営指導事業等を通じた福祉サービス事業者への支援 福祉サービス事業者が質の高いサービスを提供できるよう、経営上の課題に対して助言指導を行うことで経営基盤の強化を図るとともに、種別協議会の運営を支援し、各団体の活動の活性化を図る。	(1) 福祉サービス事業者の施設運営への助言・指導 ①会計等（公認会計士・税理士） ②労務（社会保険労務士） ③法律（弁護士） （上記3分野について月2回ずつ、専門職相談員を配置して実施） (2) 社会福祉法人・施設運営への支援事業の実施 ①「相談事例集(Q&A)」の作成(年1回) ②経営支援セミナーの実施(年1回) ③千葉県社会福祉法人経営者協議会と連携した法人情報公開の推進 (3) 種別協議会の支援 ①千葉県社会福祉法人経営者協議会の運営支援 ②千葉県保育協議会の運営支援 ③千葉県福祉医療施設協議会の運営支援 ④その他各種別協議会との連携	補助 補助・助成 補助・受託他
2 社会福祉施設従事者のための退職手当共済制度の推進 独立行政法人福祉医療機構が推進する退職手当共済制度の事務手続きの一部を担い、社会福祉施設等の職員の退職手当金の確保を図る。	(1) 届出書類の受理及び独立行政法人福祉医療機構への送付、連絡調整	受託

＜5＞福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化

（１）福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進

【担当：福祉人材センター、資金貸付班、保育士・保育所支援センター、外国人介護人材支援センター】

人口減少・少子高齢社会に突入し、福祉・介護・保育ニーズは一層拡大するとともに、労働環境の変化などにより、福祉人材の不足が年々深刻化するなか、福祉人材確保・定着対策は喫緊の課題となっている。

福祉人材センターは、求人・求職の登録と職業紹介によるきめ細かな就労支援（マッチング支援）を行うとともに、就職面談会（就職フェア）、施設見学会等を開催し、福祉のしごと職場体験やメンタルサポート事業などを積極的に実施しながら、福祉分野への人材確保・定着に向けた取組を展開する。

また、外国人介護人材支援センターは、介護職への就労を目指す留学生及び就労している介護職員等への相談事業や交流会を行うとともに、メンタルヘルスセミナー等の事業者への支援事業を実施していく。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 千葉県福祉人材センターの運営 福祉人材システムを活用し、社会福祉施設等へ就職を希望する人の求職登録や、社会福祉施設等からの求人登録を受付け、就職の斡旋・紹介を行う。 また、介護福祉士等の資格取得者に対し、届出制度への加入促進を図り、人材確保につなげる。	（１）介護人材マッチング事業の実施 （求職者に対する積極的かつ継続的なアプローチによる就労支援の強化） （２）離職介護福祉士の届出制度の推進	受託 受託
2 ちば保育士・保育所支援センターの運営 オンラインシステムを活用し、保育現場への就職を希望する潜在保育士に加え放課後児童支援員の求職登録や、認可保育施設等から求人申込みを受付け、就職の斡旋・紹介を行う。 また、養成校の訪問、就職面談会の開催などを行い、保育施設等従事者の人材確保を図る。	（１）保育士人材マッチング事業の実施 （２）保育士養成校の訪問（２０回） （３）就職面談会（保育フェスタ）の開催（年２回） 新 （４）オンライン相談の実施	受託 受託 受託 受託
3 千葉県外国人介護人材支援センターの運営 外国人介護人材支援センターの認知度向上を図りながら介護職を目指す留学生や外国人介護職員等に対して電話、来所並びに施設及び日本語学校等への訪問などによる相談	（１）相談等による外国人介護職員等に対するメンタルサポートの実施 （２）外国人を雇用している施設等を対象とした職場におけるメンタルヘルスに関するセミナーの開催（年２回） （３）留学生や外国人介護職員等の交流会の開催（年３回） （４）千葉県留学生受入プログラムの参加者を対象とした歓迎行事の開催（年１回）	受託 受託 受託 受託

事業名・目的	主な実施事項	財源
支援を行うことで、安心して学び、働くことができる環境をつくとともに、事業者に対する支援事業を行いながら外国人介護人材の確保・定着を図る。	(5) 外国人を雇用したい施設・事業所への制度説明会の開催（年2回） (6) 外国人受入施設等の中堅管理者向け労務研修の開催（年2回）	受託 受託
4 福祉職場就職説明会等の開催 社会福祉施設等への就職希望者を対象に、施設・事業所担当者との個別面談・業務内容説明の場を設け、福祉人材確保・就労促進を図る。 また、就職ガイダンスや施設見学会等を開催し、福祉職場に対する理解を図りながら、幅広い人材の確保・就労につなげていく。	(1) 福祉のしごと就職フェアの開催 （4月千葉市、5月柏市、6月成田市など計5回開催） (2) 福祉のしごと就職ガイダンスの開催（年3回） (3) 福祉のしごとセミナーの開催 (4) 福祉施設見学会の開催（年6回） (5) 福祉のしごと職場体験事業の実施	受託 受託 受託 受託
5 福祉人材確保のための情報（魅力）発信・広報機能の強化 福祉の仕事に関する情報や、福祉人材センターにおける就職フェア・各種セミナー等の開催情報などを広く周知するため、様々な場面でパンフレット等の広報ツールを効果的に配布するとともに、SNS等を活用して幅広い世代に情報を発信する。	(1) 福祉人材センターパンフレットの作成・配布・啓発 (2) 福祉のしごとインフォメーションの作成・配布 (3) 福祉人材センターホームページの充実 (4) 中央福祉人材センターの求人情報サイト「福祉のお仕事」との連携 (5) 若年層をターゲットとした広報ツールの運用 （LINE・Facebook 等）	受託 受託 受託 受託 受託
6 介護人材確保・定着対策事業の推進 ハローワークでの就職相談等を通じて、幅広く介護人材の確保・充実を図る。 また、離職対策や業務改善、働きやすい職場環境づくり等に関するセミナーを開催するとともに、職場における人間関係等の悩みや不安に対し、適切	(1) キャリア支援専門員による出張相談等の実施 （年100回） (2) 人材定着支援アドバイザー（メンタルヘルスサポート相談員）の配置、相談対応 (3) 介護・福祉人材定着を図るための新任職員応援プログラム及び中堅管理者向け労務研修の開催 （年3回）	受託 受託 受託

事業名・目的	主な実施事項	財源
な相談・助言をすることで、介護人材の離職防止を図る。		
7 福祉人材の確保に資する貸付事業の実施 介護・保育人材の確保を図るために、介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、福祉系高校修学資金、介護分野就職支援金、保育士修学資金などの貸付を推進する。	(1) 養成施設・研修施設等との連絡調整、各制度の広報啓発活動の実施 (2) 貸付の適正な運営・管理の実施	補助 補助
8 教員免許特例法に基づく介護等体験受入調整事業の実施 「小学校・中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき大学短大生で義務教育教員免許を志望する学生に対して、社会福祉施設での介護等体験の受入調整等の事務を行う。	(1) 介護等体験希望学生に係る連絡・調整及び基本台帳の作成・保管 (2) 受入調整システムの運用・管理	自主 自主

2 福祉人材養成事業の推進【担当：社会福祉研修センター】

「地域共生社会」の実現に向けて、福祉行政職員にはより高度で専門的な知識の修得と相互連携が求められ、積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

地域福祉の推進を目的とする本会は、県の企画提案型募集による、社会福祉行政職員対象研修を受託するに相応しい団体として、当該事業受託に向け積極的な取組を進める。

また、質の高い福祉サービスを提供する上で、福祉・介護人材の専門能力の向上は重要な課題であることから、社会福祉施設等職員に対する時宜にかなった多様な研修を実施するとともに、職員のキャリア形成に必要な能力開発の機会を提供し、職員のモチベーション向上と職場定着を図る。

さらに、令和4年度に設置した関係団体及び外部有識者等による研修運営委員会において、より福祉現場のニーズにあった研修企画等の検討を行う。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 社会福祉行政職員等研修事業（県委託研修）の実施 県及び市町村の社会福祉行	(1) 社会福祉行政職員研修（13課程／24日） 社会福祉行政新任者研修、生活保護法地区担当員研修、家庭児童相談員研修等	受託

事業名・目的	主な実施事項	財源
政職員等の資質向上を図るため、企画提案型募集による県委託研修を受託し、実施する。	(2) 児童虐待対応職員法定研修（4課程／32日） 児童福祉司資格認定指定講習会、児童福祉司任用前研修、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修	受託
2 社会福祉施設等職員研修（本会独自研修）の実施 福祉職場に就職後の定着を応援するとともに、福祉を担う優れた人材の育成と資質の向上を目指し、本会で独自に企画する各種研修を現場のニーズに合わせて実施する。	(1) 独自研修の実施（50課程） 階層別・課題別・職種別によりそれぞれ企画・立案した研修を集合研修またはオンライン研修により開催	参加費
3 福祉現場のニーズに合った研修内容の企画等の検討 より現場のニーズに合った研修内容の企画や受講者数の増加に向けて関係団体及び外部有識者による委員会を開催し、協議・検討を行う。	(1) 研修運営委員会の開催（年2回） (2) 研修管理システムの周知・広報	自主 自主

3 介護支援専門員実務研修受講試験等の実施【担当：介護支援専門員養成班】

千葉県より試験及び研修実施機関として指定を受け、介護支援専門員資格を付与するための全国統一試験及び実務研修を実施する。

また、介護支援専門員資格取得後の実務未経験者を対象とした介護支援専門員証の更新に必要な研修及び介護支援専門員証の再交付を受けるために必要な研修を実施する。

なお、研修の実施にあたっては、基本的にオンラインによる講義を主体とすることを継続するが、社会情勢を鑑みつつ県担当課や実務研修委員会と協議し、最良と思われる方法を選択し実施する。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修等事業の実施 介護保険制度の重要な担い手である介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。	(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 ①対象者 約2,000人 ②実施時期（予定日）令和5年10月8日（日） (2) 介護支援専門員実務研修の実施（年1回） ①対象者 約400人 ②実施時期 令和6年1月～6月	受験料 受講料

事業名・目的	主な実施事項	財源
2 介護支援専門員指導者の資質向上 実務研修等の講師を担う介護支援専門員指導者の資質の向上を図る。	(3) 介護支援専門員更新・再研修の実施 (年2回) ①第1回 ア 対象者 約200人 イ 実施時期 令和5年9月～12月 ②第2回 ア 対象者 約200人 イ 実施時期 令和5年11月～2月	受講料
	(4) 千葉県介護支援専門員実務研修委員会の開催 (年4回)	自主
	(1) 介護支援専門員指導者研修会の開催 (年1回)	自主

＜6＞透明性の高い法人運営と経営基盤の確立

1 経営基盤の確立【担当：総務班】

経営組織のガバナンスの確立に継続的に取り組むとともに、働き方改革への対応としては職員の時間外労働の削減や有給休暇の取得日数増等を通じた働きやすい職場環境の構築に取り組む。

また、令和4年度末に千葉県が創設した「児童養護施設等退所者に対する奨学金制度」の原資となる基金を創設し、企業や県民に対し寄附金の協力を得るために積極的な広報活動を行うとともに、年度後半からは令和6年度奨学生に対する給付業務を開始する。

さらに、新千葉県社会福祉センターでの業務を開始するとともに、旧千葉県社会福祉センターの維持管理も継続して行う。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 法人運営の強化 市町村社会福祉協議会や福祉関係団体、関係機関・団体等との連携を軸としてガバナンスの確立に取り組むとともに、補助金・委託金による財源を確保しつつ、事業収入、会費等の自主財源の拡大に取り組み、経営基盤の強化を図る。 また、働き方改革への取組として職員の時間外労働の削減及び有給休暇の取得日数増に取り組む。	(1) 理事会及び評議員会の開催 (2) 評議員選任・解任委員会の開催 (3) 正副会長会議の開催 (4) 顧問会議の開催 (5) 市町村社協会長会議の開催 (6) 監事監査、内部監査の実施 (7) 公認会計士等による外部評価の実施 (8) 法人運営状況の情報公開 (9) 福祉施設・事業所及び企業等の賛助会員を含めた会員の拡大 (10) 自主財源の獲得強化 (11) 働き方改革への対応（時間外労働の削減、有給休暇取得率の向上等） (12) 職員災害時対応訓練の実施	自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主
2 職員資質向上プログラムの推進 本会職員の資質向上のため、各種研修の実施により、業務遂行上の専門的知識等を習得する。	(1) 階層別研修の実施 (2) 専門知識習得のための専門研修の実施 (3) 資格取得援助制度の実施	自主 自主 自主
3 千葉県社会福祉大会の開催 福祉関係者が一堂に会し、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、感謝の意を表することにより本県の社会福祉の一層の発展を図る。	(1) 第73回千葉県社会福祉大会の開催 (2) 運営委員会・表彰選考委員会の開催	補助・ 共募・ 自主

事業名・目的	主な実施事項	財源
4 各種基金の運営管理 各種基金の適正な管理運営及び資産運用を図り、より効果的な事業助成に努める。 また、令和5年度に千葉県が創設する「児童養護施設等退所者に対する奨学金制度」の原資となる基金を創設するとともに、奨学生に対する給付業務を行う。	(1) 千葉県社会福祉基金 ①研修事業及び社会福祉活動を推進する事業への助成（年1回） ②運営委員会の開催（年1回） (2) 交通遺児援護基金 ①見舞金、勉学奨励金、激励金等の支給（随時） ②子どもの居場所づくり応援事業への助成（年1回） ③運営委員会の開催（年1回） ④制度の広報・啓発による事業の推進（随時） (3) 菜の花コミュニティ基金 ①社協が実施する地域福祉を目的とする事業、各種情報提供のための事業、その他重要課題への取組のための事業への助成（年1回） ②災害発生時におけるボランティア対応等への助成（随時） (4) 地域ぐるみ福祉振興基金 ①ボランティア等市民福祉活動及び福祉教育活動を促進する事業等への助成（年1回） ②地域福祉フォーラムの設置及び継続的な活動を促進するための助成（年1回） ③運営委員会の開催（年1回） 新 (5) 児童養護施設等退所者に対する奨学基金の創設 ①寄附金の協力を得るための広報活動（随時） ②奨学生の決定（年1回） ③奨学金の給付（年2回） ④奨学生の学業状況の確認（年1回）	寄附・自主 寄附・自主 寄附・自主 寄附・自主 寄附・補助
5 旧千葉県社会福祉センターの維持・管理	新 (1) 旧千葉県社会福祉センターの維持・管理（随時）	自主

2 本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化【担当：総務班】

本会行動計画「菜の花コミュニティプラン2023」が計画最終年度となることから、次期行動計画を策定するとともに、政策調整委員会での協議を踏まえ、千葉県福祉施策に関する提案・要望活動を強化する。

事業名・目的	主な実施事項	財源
1 政策調整委員会の運営 PDCAサイクルを徹底するとともに、次年度千葉県予算に関する提案・要望事項等の検討を行うことで政策提言機能を強化する。	(1) 政策調整委員会の開催（年4回） ①事業評価の実施 ②次年度千葉県予算に関する提案・要望事項の検討 ③事業計画の検討	自主
2 情報機能の強化 国・県の福祉政策に関する情報収集を強化するとともに、情報提供機能の強化に取り組む。	(1) 情報収集・提供活動の充実 ①ホームページの管理及び内容の充実 ②「千葉県社協ニュース」の発行（年12回）	自主
3 行動計画「菜の花コミュニティプラン2023」の進行管理及び次期「菜の花コミュニティプラン」の策定 菜の花コミュニティプラン2023の最終評価を行うとともに、次期行動計画を策定する。	(1) 菜の花コミュニティプラン2023の進行管理 覇 (2) 次期「菜の花コミュニティプラン」の策定	自主 自主

令和5年度

社会福祉研修事業実施計画

Ⅳ 社会福祉研修事業実施計画

1 社会福祉行政職員研修

研 修 課 程	研 修 対 象	実施時期 (月)	受講定員 (人)	実施日数 (日)
社会福祉行政新任者研修	県及び市町村において新規採用又は配置替えにより新たに福祉行政を担当することとなった職員	5・6	100	4
生活保護法担当新任地区担当員研修	県及び市において生活保護行政事務を新たに担当することとなった職員	5・6	150	4
生活保護法担当地区担当員研修	県及び市において生活保護行政の地区担当として業務処理に当たる職員	7	60	2
生活保護法指導監督職員研修	県及び市において生活保護法担当の査察指導員の職にある職員	8	40	1
知的障害者（児）福祉行政担当職員研修	県及び市町村において知的障害者福祉行政の業務を担当する職員	10	40	1
精神保健福祉行政担当職員研修	県及び市町村において精神障害者福祉行政の業務を担当する職員	11	40	1
身体障害者（児）福祉行政担当職員研修	県及び市町村において身体障害者福祉行政の業務を担当する職員	12	40	1
高齢者福祉行政担当職員研修	県及び市町村において高齢者福祉行政の業務を担当する職員	7	60	2
社会福祉法人会計監査担当職員研修	社会福祉法人及び各種社会福祉施設に対し経理監査と指導を行う者	5・6	100	2
家庭（児童）相談員研修	県及び市において家庭（児童）相談員の職にある職員	7	60	1
母子・父子自立支援員、 婦人相談員研修	県及び市において母子・父子自立支援員・婦人相談員の職にある職員	9	60	1
児童福祉司・児童相談員 研修	県において児童福祉司・児童相談員の職にある職員	8	60	2
児童心理司（心理判定 員）研修	県及び市の社会福祉関係機関に勤務する児童心理司の職にある職員	6・7	80	2
計	13 課程		890	24

2 児童虐待対応職員法定研修

研 修 課 程	研 修 対 象	実施時 期 (月)	受講定 員 (人)	実施 コース (回)	実施日 数 (日)
児童福祉司資格 認定指定講習会	児童福祉法施行規則第6条第6号から 第10号まで及び第13号に規定する者の うち、児童福祉司の任用資格取得を目指すもの	5月～ 6月	40	1	6
児童福祉司 任用前講習会	児童福祉法第13条第3項第5号又は児 童福祉法施行規則第6条第11号若しく は同条第12号に規定する者のうち、児童 福祉司に任用予定の者	5月～ 6月	40		
児童福祉司 任用後研修	児童福祉法第13条第3項に規定する者 のうち、児童福祉司として任用された者	7月～ 2月	80	2	12
要保護児童 対策調整機関 調整担当者研修	児童福祉法施行規則第25条の28第2項 に定める調整担当者として職務を行う 者	6月～ 2月	80	2	14
計	4 課程		240	5	32

3 社会福祉施設等職員研修

種類	No.	研修項目	受講対象
階層別	1	キャリアパス（管理職員編）	管理者
	2	キャリアパス（チームリーダー編・第1回）	主任、リーダー
	3	キャリアパス（チームリーダー編・第2回）	主任、リーダー
	4	キャリアパス（中堅職員編・第1回）	入職後概ね3～5年の職員
	5	キャリアパス（中堅職員編・第2回）	入職後概ね3～5年の職員
	6	キャリアパス（初任者編）	入職後3年以内の職員
	7	福祉入門講座（集合研修）	新人職員
	8	福祉入門講座（オンライン研修）	新人職員
	9	接遇マナー（新卒者）	新人職員
	10	接遇マナー（既卒者）	新人職員
	11	障害福祉基礎	障害者児施設新人職員
課題別	12	コミュニケーション	介護職・援助職
	13	アサーティブ	介護職・援助職
	14	ファシリテーション	介護職・援助職
	15	コーチング	介護職・援助職
	16	アンガーマネジメント	介護職・援助職
	17	メンタルヘルス	介護職・援助職
	18	人事労務管理	管理者
	19	インボイス制度	管理者
	20	ハラスメント対策	管理者
	21	リスクマネジメント	管理者
	22	クレーム対応	管理者
	23	防災・減災（BCP / 訪問・相談支援）	管理者
	24	防災・減災（BCP / 感染症対策）	管理者
	25	ICT活用	管理者
課題別	26	人材定着支援	管理者

	27	介護保険制度	管理者
	28	虐待防止（高齢者）	介護職・援助職
	29	虐待防止（障害者）	介護職・援助職
	30	成年後見制度	介護職・援助職
	31	認知症ケア	介護職・援助職
	32	介護技術（基礎編）	介護職・援助職
	33	介護技術（実践編）	介護職・援助職
	34	医学知識	介護職・援助職
	35	看取りケア	介護職・援助職
	36	グリーフケア	介護職・援助職
	37	薬の知識	介護職・援助職
	38	排泄ケア	介護職・援助職
	39	口腔ケアの基礎知識	介護職・援助職
	40	介護記録の書き方	介護職・援助職
	41	レクリエーション	介護職・援助職
	42	発達障害の理解	介護職・援助職
職種別	43	会計と簿記（入門）	新任経理担当者
	44	会計と簿記（初級）	新任経理担当者
	45	決算準備	経理担当者
	46	社協職員スキルアップ	社協職員
	47	ケアマネスキルアップ（課題整理総括表）	介護支援専門員
	48	看護職員スキルアップ	看護職
	49	機能訓練指導員	機能訓練指導員
	50	デイサービス相談員	相談員